

【提出意見とそれに対する栃木県の考え方】

「栃木県ツキノワグマ管理計画（五期計画）案」に対する意見募集を行った結果、1名の方から計3件の御意見を頂きました。貴重な御意見ありがとうございました。

提出された御意見を十分検討の上、それに対する県の考え方を次のとおりまとめました。

なお、類似の意見については、内容ごとにまとめさせていただきました。

項 目	意 見 の 内 容	意見に対する考え方
<p>麻酔の使用について</p>	<p>他府県の熊出没の状況を見ますと、「立て籠もり」事案が特質されましたが、報道を見る限り店舗を封鎖し警察官隊が盾をもって警戒し、隙を見計らい捕獲ゲージを仕掛ける様に、行政に進歩は無いし警察も困っての出動策であった事は容易に想像できる。麻酔を直接や餌で間接的に使えば即決できるはずですが、現代は、順法精神は重要ですが、法の遵守ばかりを図り「麻酔」の有効利用を考慮した法改正を全くしていない、法は現状に合わせ改正すべき。</p>	<p>麻酔銃を含む市街地での発砲に関しては、国において鳥獣保護管理法の改正を行っており、その動きを注視して参ります。</p>
<p>麻酔の使用について</p>	<p>麻酔発射具の取扱いについても、県自体が育成しなければなりません。麻酔は便利なもので固体を減らすことも簡単にできます。</p>	<p>法改正を踏まえながら、必要に応じて、人材育成についても検討して参ります。</p>
<p>麻酔での捕獲について</p>	<p>撃退される事を学習させることが必要で、その一つの方法が麻酔銃での捕獲です。銃では手負になった時に厄介を背負いますし、猟友会に無理強いすることも想定されます。ここで重要なのはクマを放す時期と場所であり、ここは行政の手腕としておきたいのです。</p>	<p>麻酔銃はサルなどの小型獣には有効ですが、クマなどの大型獣に対しては、麻酔が効くまでに時間を要しかえって興奮させる恐れがあるなど、危険であり環境省も推奨していません。県では麻酔を使用する体制を整備していますが、メリット・デメリットを整理した上で、使用については市町と協議のうえ慎重に判断して参ります。</p>